

奈良県告示第二百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

指定医療機関 の名称又は氏 名	指定医療機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
医療法人角谷 医院角谷整形 外科	大和郡山市南郡 山町五二〇番地 一八 大和郡山 マインド二一ビ ル四階	(名称) 医療法人角谷整 形外科医院	(名称) 医療法人角谷医 院角谷整形外科	平成二十七年 七月三十一日